

総括概念図(2) 国・道州・市町村の関係のあり方

事務の区分		事務の概要	国の法令と道州立法・市町村立法との関係	民主的統制の主体	事務例
従前の区分	新しい区分				
国の直接執行事務	国の専管事務	<ul style="list-style-type: none"> 国が企画立案から管理執行までを一貫して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の法令で規定。 	国民(国会)	通貨、金融、関税、通商、航空管制、高度研究開発など
法定受託事務	地方委託(受託)事務	<ul style="list-style-type: none"> 本来は国が企画立案から管理執行までを一貫して実施すべきだが、管理執行を道州(市町村)へ委託。 国の法令に執行基準や手続を規定。それに基づき道州(市町村)と委託のための規約を締結。 費用は全額国の負担(交付金に算入せず、事務ごとに経費を支弁) 	<ul style="list-style-type: none"> 国の法令で規定。 国の法令に基づき事務委託のための規約を締結。 	国民(国会)	選挙管理、旅券交付など
自治事務	全国共通常務	<ul style="list-style-type: none"> 道州(市町村)が企画立案から管理執行までを一貫して実施するものうち、全国共通の制度または全国共通の基準・手続等で行うことが国民生活上必要なもの。 必要最低限の範囲で、国の法律に執行基準や手続を規定。 費用は原則、道州(市町村)の負担。(全国共通の制度を維持するため、国が財源の一部を保障) 	<ul style="list-style-type: none"> 国の法律で制度の枠組み・大綱を規定 全国一律に統一すべき執行基準や執行手続については法文中に明記し、道州(市町村)条例の対象とはしない。 そのほかの執行基準や執行手続については、道州(市町村)条例の対象とする。(最低基準を定めるものや、標準を定めるものは道州条例・市町村条例による「上書き」が可能) 	国民(国会) 住民(道州・市町村議会)	義務教育(年限、無償の範囲、到達すべき教育内容等) 公害規制(環境基準、規制対象物質等) 道路(道路の定義、道路構造令等) など
	地域振興事務	<ul style="list-style-type: none"> 国は一切関与しない。一国多制度(「やらない」自由も地方に認める) 国は立法ができない(憲法94条との関係で、一般的な授權法が必要?) 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の枠組み・大綱、執行基準や手続などのすべてを道州条例または市町村条例で規定。 		上記の3つの区分に属する事務を除く全て
	道州の事務	<ul style="list-style-type: none"> 道州が企画立案から管理執行までを一貫して担う。 費用負担は道州。 	<ul style="list-style-type: none"> 道州条例で規定 	住民(道州議会)	大学教育、高等学校教育 広域公害規制(大気・水等の排出基準、総量規制基準等) 道路(道州道の管理)
市町村の事務	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が企画立案から管理執行までを一貫して担う。 費用負担は市町村。 道州共通の戦略、整備計画の達成のために、道州からの奨励的な移転支出も一部あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村条例で規定 	住民(市町村議会)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><道州と市町村間の調整の仕組み> - 例 -</p> <ul style="list-style-type: none"> 道州単位で「自治憲章」を制定し、道州と市町村間の役割分担や、道州の立法・施策と市町村の立法・施策の間の矛盾・重複について調整ルールを設ける。 政策課題ごとに道州と市町村で協議会を構成。道州が協議会での議論を経て圏域全体の戦略、整備計画などを策定。市町村はそれを踏まえて具体的な施策を展開し、道州は全体的な観点から市町村間の調整を図る。 独立性や事業性の高い政策課題については、道州と市町村で特別地方公共団体や事業体を構成し、施策の執行を委ねる。など </div> 義務教育(学校施設の設置基準、教職員の人事・服務・給与等) 公害規制(公害監視、規制手続、騒音・悪臭等の規制基準の設定等) 道路(市町村道の管理) など	